

○内閣府令第十一号  
厚生労働省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十月二十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 上野 賢一郎

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	附 則	(業務方法書の記載事項の特例)
		<p>第三条 研究所が法附則第十二条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）、法附則第十四条第一項に規定する業務（以下「特例業務」という。）、法附則第十七条第一項に規定する業務（以下「革新的医薬品等実用化支援業務」という。）及び同条第二項に規定する業務（以下「後発医薬品製造基盤整備支援業務」という。）を行う場合には、研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第四条に掲げる事項のほか、承継業務及び特例業務に関する事項とする。</p>
改 正 前	附 則	(業務方法書の記載事項の特例)
		<p>第三条 研究所が法附則第十二条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）及び法附則第十四条第一項に規定する業務（以下「特例業務」という。）を行いう場合には、研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第四条に掲げる事項のほか、承継業務及び特例業務に関する事項とする。</p>

(傍線部分は改正部分)

## 附 則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。